

令和6年11月20日

認可外保育施設に対する改善勧告の内容及び改善の状況について

県は、二本松市に所在する認可外保育施設「杉の子保育園」に対し、児童福祉法第59条第1項に基づく立入調査を実施し、その結果等を踏まえ、設置者に対し、令和6年8月9日付けで同条第3項に基づく改善勧告を行いました。9月30日の特別立入調査及び11月11日の現地確認で改善が図られていなかったため、同条第4項に基づき、改善勧告の内容及び改善の状況を公表します。

1 該当施設

施設名称	杉の子保育園
所在地	二本松市舘野1丁目365の1
設置者	山岡 憲夫
事業開始日	昭和59年4月1日

2 改善勧告の公表に係る経緯

当該施設は、児童福祉法第59条第1項及び第59条の2の5の規定に基づき報告された令和6年7月10日現在の運営状況報告書において、保育士が1人も配置されていないことが報告され、7月30日の立入調査で4月1日から無資格者のみで保育を実施している事実が確認されたことから、8月9日付けで児童福祉法第59条第3項の規定により改善勧告を行いました。

9月12日に施設から改善結果報告書の提出があり、9月30日に特別立入調査、11月11日に現地確認を実施したところ、引き続き無資格者のみで保育を実施している時間帯が確認される等、改善が認められませんでした。

3 改善勧告の内容及び改善の状況

事項	改善勧告の内容	改善の状況
(1) 保育に従事する者の数及び資格	ア 保育に従事する者の必要数の3分の1以上、有資格者を配置すること。なお、必要な保育に従事する者の数が2人以下の場合は、有資格者を1人以上配置すること。	【未改善】 保育に従事する者の数及び資格については、保育に従事する者の概ね3分の1以上は、保育士の資格を有する者を配置しなければならないが、主たる開所時間（7:30～18:30）中、以下の時間帯に保育士が配置されず、無資格者のみで保育を行っていることが確認され、改善が認められない。 (ア) 保育士の休憩時間である12:30～13:30の時間帯 (イ) 保育士が出勤する8:30より前の時間及び保育士が退勤する17:30以降の時間

	イ 保育士でない者を外部に示す文書等で「保育士」と呼称しないこと。	【改善】
(2) 保育内容	研修会への積極的な参加や施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めること。 年、月など長期的な指導計画と、週、日などの短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。	【改善】
(3) 健康管理・安全確保	安全計画を策定し、職員、保護者へ周知するとともに安全計画に定める研修及び訓練を実施し結果等を保管すること。 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的な救急救命訓練を実施すること。	【改善】
(4) 利用者への情報提供	施設及びサービスに関する内容の掲示について、内容が不十分なため、児童福祉法施行規則第49条の5第2項に定める事項をすべて掲示すること。	【一部改善】 利用者への情報提供について、施設及びサービスに関して掲示する内容のうち、「建物その他の設備の規模及び構造」が掲示されていない。
(5) 備える帳簿	非常勤職員についても帳簿等を整備し、保管すること。	【一部改善】 備える帳簿のうち、非常勤職員の履歴書、雇用契約書（就業規則）、賃金台帳が未作成又は保管されていない。

4 今後の対応

弁明の機会を付与した上で、県社会福祉審議会の意見を聴いて、児童福祉法第59条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖を命令する手続きに入ります。

現在当該施設を利用している児童については、関係自治体と連携し、適切な援助が得られるよう調整してまいります。

当該施設の利用を控えるよう、関係自治体と連携し、周知してまいります。